

令 和 5 年 度

北 上 市 健 全 化 判 斷 比 率
及 び 資 金 不 足 比 率

審 査 意 見 書

北 上 市 監 査 委 員

6 北監事第49-2号

令和 6 年 8 月 23 日

北上市長 八重樫 浩 文 様

北上市監査委員 清 水 正 士

同 居 駒 勉

令和 5 年度決算に係る北上市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月24日から令和6年8月23日まで

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

令和5年度の健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

比率名	令和5年度		令和4年度	
	健全化判断比率	早期健全化基準	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.04	—	12.07
連結実質赤字比率	—	17.04	—	17.07
実質公債費比率	7.1	25.0	6.7	25.0
将来負担比率	47.0	350.0	46.0	350.0

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字の場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないので、「—」と表した。

附表

比 率 名	比率	算 式
実質赤字比率	—	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}} \times 100$ <p style="text-align: center;">— 25,642,392千円</p> <p>※一般会計等の実質収支額は351,467千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。</p>
連結実質赤字比率	—	$\frac{\text{連結実質赤字額} = \text{①と②の合計額} - (\text{③と④の合計額} - \text{標準財政規模})}{\text{標準財政規模}} \times 100$ <p>① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業、非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ② 公営企業の特別会計のうち、資金不足額が生じた会計の資金の不足額の合計額 ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額</p> <p style="text-align: center;">— 25,642,392千円</p> <p>※連結実質収支額は2,081,263千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。</p>
実質公債費比率 (3か年平均)	7.1%	$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$ <p>$\frac{(3,636,780\text{千円} + 1,032,177\text{千円}) - (61,364\text{千円} + 2,868,854\text{千円})}{25,642,392\text{千円} - 2,868,854\text{千円}} \times 100 = 7.63491\% \quad \text{令和5年度}$</p> <p>$= 5.99601\% \quad \text{令和4年度}$</p> <p>$= 7.78540\% \quad \text{令和3年度}$</p>
将来負担比率	47.0%	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$ <p>$\frac{58,747,298\text{千円} - (11,705,304\text{千円} + 332,544\text{千円} + 35,996,209\text{千円})}{25,642,392\text{千円} - 2,868,854\text{千円}} \times 100 = 47.0\%$</p>

令和 5 年度資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 6 年 7 月 24 日から令和 6 年 8 月 23 日まで

3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

令和 5 年度の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位 : %)

会 計 名	令和 5 年度		令和 4 年度	
	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0	—	20.0
工業団地事業特別会計	—	20.0	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	20.0	—	20.0
電気事業特別会計	—	20.0	—	20.0

※ 資金不足が生じていない場合、資金不足比率は算定されないので、「—」と表した。

附表

会計名	資金不足比率	算式
下水道事業会計	—	<p style="text-align: center;">資金の不足額 = $\frac{(① - ②)}{\text{事業の規模}} - \text{解消可能資金不足額}$</p> <p style="text-align: center;">事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額</p> <p style="text-align: center;">① 流動負債 - 控除企業債等 - 控除引当金等 ② 流動資産 + 貸倒引当金</p> <p style="text-align: center;">$\frac{(1,961,541\text{千円} - 3,330,232\text{千円}) - 0\text{千円}}{1,646,850\text{千円} - 0\text{千円}} \times 100$ (資金不足額なし。数値算出されない)</p>
工業団地事業特別会計	—	<p style="text-align: center;">資金の不足額 = $\frac{(歳出額 + ① - 歳入額 + 繰越明許費等 - 土地収入見込額)}{\text{事業の規模}} - \text{解消可能資金不足額}$</p> <p style="text-align: center;">事業の規模 = 資本の額に相当する額 + 負債の額に相当する額</p> <p style="text-align: center;">① 建設改良費等以外の財源に充てるために起こした地方債の現在高</p> <p style="text-align: center;">$\frac{(1,942,827\text{千円} + 3,413,548\text{千円} - 1,989,601\text{千円} + 1,813\text{千円} - 1,180,426\text{千円}) - 0\text{千円}}{0\text{千円} + 3,413,548\text{千円}} \times 100$ (資金不足額なし。数値算出されない)</p> <p style="text-align: right;">※事業の規模は、省令第19条に規定する算定方法による</p>
宅地造成事業特別会計	—	<p style="text-align: center;">資金の不足額 = $\frac{(歳出額 + ① - 歳入額 + 繰越明許費等 - 土地収入見込額)}{\text{事業の規模}} - \text{解消可能資金不足額}$</p> <p style="text-align: center;">事業の規模 = 実質黒字額 + 土地収入見込額</p> <p style="text-align: center;">① 建設改良費等以外の財源に充てるために起こした地方債の現在高</p> <p style="text-align: center;">$\frac{(13,938\text{千円} + 0\text{千円} - 14,469\text{千円} + 0\text{千円} - 299,868\text{千円}) - 0\text{千円}}{531\text{千円} + 299,868\text{千円}} \times 100$ (資金不足額なし。数値算出されない)</p> <p style="text-align: right;">※事業の規模は、省令第19条に規定する算定方法による</p>
電気事業特別会計	—	<p style="text-align: center;">資金の不足額 = $\frac{(歳出額 + ① - 歳入額 + 繰越明許費等)}{\text{事業の規模}} - \text{解消可能資金不足額}$</p> <p style="text-align: center;">事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事に相当する収入の額</p> <p style="text-align: center;">① 建設改良費等以外の財源に充てるために起こした地方債の現在高</p> <p style="text-align: center;">$\frac{(164,681\text{千円} + 0\text{千円} - 164,681\text{千円} + 0\text{千円}) - 0\text{千円}}{139,180\text{千円} - 0\text{千円}} \times 100$ (資金不足額なし。数値算出されない)</p>

